

○金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成13年12月25日

規則第102号

改正 平成16年12月27日規則第92号

〔金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第112号による改正〕
(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(まちづくりに関する施策)

第3条 条例第3条から第5条まで及び第6条第2項に規定する良好な商業環境の形成によるまちづくりに関する施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 金沢市商業環境形成指針
- (2) 金沢市中心市街地活性化基本計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な商業環境の形成によるまちづくりを推進するために必要な施策
(集客施設の建築等に係る協議の申出)

第4条 条例第6条第1項の規定による協議の申出は、集客施設の建築等に関する協議申出書（別記様式）により行うものとする。

(審議会の会議等)

第5条 金沢市商業環境形成審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 条例第10条及び第11条並びに前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(適用除外)

第7条 条例第12条第1号に規定する市長が定める行為は、国又は地方公共団体が行う集客施設の建築等とする。

2 条例第12条第3号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の集客施設の建築等
- (2) 集客施設の増築又は用途の変更でその増築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第112号による改正）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

別記様式(第4条関係)

集客施設の建築等に関する協議申出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申出者 住所

(事業者) 氏名

㊟

(申出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定による協議をしたいので、次のとおり申し出ます。

集客施設の名称					
集客施設の建築等の場所					
集客施設の種類					
集客施設の建築等の着手予定日					
集客施設の建築等の完了予定日					
集客施設の建築等の内容	集客施設の新築又は増築	種 別	新築	増築	
		概 要	計 画 部 分	計画以外の部分	合 計
		敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積 (うち店舗面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
		用 途			
		構 造			
		階 数	地上	階	地下
	棟 数				
		集客施設の用途の変更	変更部分の延べ面積		
		変更前の用途			
		変更後の用途			
集客事業の概要		1日当たりの来客予定人数			
		集客施設の収容予定客数			
		主な集客予定対象地域の範囲			
設計予定者の住所及び氏名					
工事施行予定業者の住所及び氏名					
備 考					

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 集客施設の平面図、配置図等の計画の概要を示す図面等を添付してください。